

達者村特産品認証要綱

平成 28 年 2 月 1 日

商工観光交流要綱第 4 号

第 1 目 的

この要綱は、南部町民が製造・販売する達者村特産品の認証について必要な事項を定めることにより、達者村特産品に対する消費者の信頼確保及び消費拡大並びに生産者の生産意欲向上を図り、もって達者村の振興と地域経済の活性化に資することを目的とする。

第 2 達者村特産品認証委員会

達者村特産品の認証に関しては、達者村特産品認証委員会設置要綱（平成 27 年商工観光交流要綱第 3 号）に基づき設置された達者村特産品認証委員会（以下「委員会」という。）が必要な事項の協議を行うものとする。

第 3 認証の対象

- 1 認証の対象となる特産品は、南部町民（南部町を主たる活動地域とする団体を含む）が製造した別表に掲げるもので、かつ「達者」（安全・安心・健康）に資するもの。なお、特産品の製造場所については、南部町内、町外を問わない。
- 2 食品衛生法に基づく営業許可が必要な加工品等については、当該許可を受けた者が製造したもの。
- 3 酒類については、酒税法に基づく酒類製造の免許を受けた者が製造したもの。
- 4 前各項に掲げるもののほか、認証の対象とすることが第 1 で定める目的の達成に資すると特に委員会が認めたもの。

第 4 認証申請及び認証更新申請

- 1 認証又は認証更新を受けようとする者（以下「認証等申請者」という。）は、委員会が定めた提出期日までに達者村特産品認証・認証更新申請書（様式第 1 号）及び審査用の特産品サンプルを委員長へ提出することとする。なお、サンプル点数については、申請受付の都度委員会が定める。
- 2 認証等申請者が 1 回の申請につき認証を求めることができる特産品の数は、申請受付の都度委員会が定める。
- 3 委員会が必要と認めるときは、認証等申請者から申請特産品に関する聞き取り調査等を実施することができる。

第 5 認証及び認証更新の決定

- 1 委員会は、第4の規定による申請があった場合において、別に定める基準に基づき審査を行い、認証の適否を決定する。
- 2 委員会は、審査の結果を、達者村特産品認証・認証更新審査結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

第6 認証の表示

- 1 第5の規定により認証を受けた者（以下「認証適格者」という。）は、認証基準に適合した特産品（以下「認証産品」という。）自体、又は包装、容器に認証マーク（様式第3号）を付して、これを販売することができるものとする。この場合において、認証マークを付すために要する経費は、認証適格者が負担するものとする。
- 2 認証マークの使用方法は、次の2種類とする。

（1）印刷方式

認証適格者がマークを認証産品の包装部分等に直接印刷する。

（2）シール方式

認証適格者がマークを印刷したシールを認証産品や包装部分等に貼付する。

第7 認証の有効期限

- 1 第5の規定による認証の有効期限は、認証を受けた日から起算して2年後に属する年度の3月31日までとする。ただし、合併前の名川町の「達者村特産品認証要綱」において、既に承認を受けている認証産品については、その有効期限を継承することができる。
- 2 認証適格者は、認証の有効期限満了前に第4に規定する認証更新申請を行い、委員会の承認を得ることにより、認証の有効期限を更新することができる。

第8 認証適格者の責務

- 1 認証適格者は、認証産品について毎年3月31日までに達者村認証産品実績報告書（様式第4号）を委員長に提出するものとする。
- 2 認証適格者は、認証マークを不正に使用してはならない。
- 3 認証適格者は、認証・認証更新申請書に記載の内容を変更しようとするときは、達者村認証産品内容変更承認申請書（第5号様式）を委員長に提出し、その承認を得なければならない。
- 4 認証適格者は、達者村認証産品の製造を中止し、又は廃止しようとするときは、達者村認証産品製造中止・廃止届出書（様式第6号）を委員長に提出しなければならない。

第9 権利の譲渡等の禁止

認証適格者は、認証によって生ずる権利又は義務を第3者に譲渡し、又は継承させてはならない。

第10 認証の取り消し等

1 委員会は、次のいずれかに該当するときは認証適格者への警告を行い、改善を求めることができる。

(1) 認証・認証更新申請書の内容が事実と異なるとき。

(2) 認証適格者が認証マークを不正に使用したと認められるとき。

2 委員会は、次のいずれかに該当する場合は、認証を取り消すことができる。

(1) 認証適格者が前項の警告に従わなかったとき。

(2) 認証適格者から第8に規定する認証産品製造中止・廃止の届出があったとき。

(3) その他認証制度の目的に照らし、認証の取り消しが妥当と認められるとき。

第11 補足

この要綱に定めるもののほか、達者村特産品認証に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、達者村特産品認証要綱（平成18年南部町訓令39号。以下「旧要綱」という。）の規定により認証産品として認証されているものは、この要綱の規定により認定されたものとする。この場合における認証の有効期限は、旧要綱により受けた有効期限とする。

別表（第3関係）

認証の対象となる特産品

区 分	対象特産品の例
1. 家具及び手工芸品等	クッション、座布団、枕、マットレス、お盆（金属製のものを除く）、旗ざお、うちわ、扇子、買物かご、家具、すだれ、つい立て、びょうぶ、木製彫刻、など
2. 動物性の食品及び加工した野菜その他の食用園芸作物	乳製品、肉製品、加工野菜及び加工果実、豆腐、豆乳、など
3. 加工した植物性の食品及び調味料	茶、菓子及びパン、調味料、香辛料、穀物の加工品、弁当、麴、酵母、酒かす、食用粉類、など
4. 加工していない陸産物、生きている植物及び飼料（ただし、生の農林水産物を除く。）	ドライフラワー、盆栽、など
5. アルコールを含有しない飲料	清涼飲料、果実飲料、乳清飲料、飲料用野菜ジュース、など
6. アルコール飲料	ビール、日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒、など

達者村特産品認証要綱第5に規定する別に定める基準

～キーワードは「達者」（安全・安心・健康）～

1. 製造工程が明確化されているか。（原材料の調達、育成、加工等）
2. 特産品の品質は良好か。
3. ラベル・特産品説明は適切か。（品質表示基準・生産者名の明記等）
4. 価格は適正か。
5. 「達者」（健康）に資する説明が合理的か。

様式第1号（第4関係）

達者村特産品認証・認証更新申請書

年 月 日

達者村特産品認証委員会

委員長 様

住 所：

申請者 氏 名：

電話番号：

達者村特産品の 認証・認証更新 を受取たいので、達者村特産品認証要綱第4の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1. 特産品名	※特産品の名称（特産品名）を記入する。
2. 内容量・重さ (※食品以外については記載不要)	※ml、g等単位も併せて記入する。
3. 大きさ (※食品については記載不要)	※mm、cm等単位も併せて記入する。 タテ ×ヨコ ×高さ
4. 市販価格	※消費税込みの総額表示とする。 円（税込）
5. 使用する原材料名 [添加物を含む]	※特産品に使用されている原材料等全てを記入する。 (食品については一括表示の原材料名欄に記載されているものを記載する)
6. 製造の工程	※原材料の調達から完成まで順を追って記載すること。

7. 特産品の製造場所	1. 申請者住所と同じ 2. 下記加工場等で製造 住 所： 名 称： 電話番号：	
8. 食品衛生法に基づく 許可等 〔保健所への届け出〕	許可有効期限	年 月 日
	許 可 番 号	第 号
9. 販売期間	1. 通年 2. 期間限定（ 月頃～ 月頃）	
10. 主な販売所		
11. この特産品が達者（安全・安心・健康）に資する根拠（説明）		

注1：本申請書に併せて、新規特産品申請の場合は別紙1～別紙3への記入も行うこと。

2：団体にあつては、その概要を記載した資料を添付すること。

3：製造方法など、特産品の内容を紹介した資料がある場合は添付すること。

4：製造に当たり許可証等が必要な特産品については、その写しを添付すること。

5：申請書は、特産品ごとに作成すること。

(別紙1)

達者村特産品認証申請者・特産品説明書

生産者(団体の場合は代表者)の顔写真を貼る位置
1. 縦 36～40 mm 横 24～30 mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のり付け

申請者氏名	
特産品名	

特産品の写真(1)	<p>写真を貼る位置</p> <ol style="list-style-type: none">1. 特産品の外観(パッケージ・容器・袋等に入れて販売するものについては、入れた状態)の写真を貼付すること。2. 特産品をできるだけ大きく写した鮮明な写真を貼付すること。3. サービス版の写真を貼付すること。
特産品の写真(2)	<p>写真を貼る位置</p> <ol style="list-style-type: none">1. パッケージ・容器・袋等から取り出した状態(液体物等については、別器に移したもの)の写真を貼付すること。2. まんじゅう・もち・モナカ等については割った状態で特産品の中身がさらに分かるものを添付すること。3. 各種工芸品等にあっては、(1)と別角度から移した写真を貼付すること。4. 特産品をできるだけ大きく写した鮮明な写真を貼付すること。5. サービス版の写真を貼付すること。

(別紙2)

達者村認証申請特産品製造場所説明書

〈特産品製造場所位置図〉

製造場所が分かるように、近隣の目印となる建物・道路等との位置関係を明確に記入すること。

<p>特産品製造場所 (施設)の写真(1) (外観)</p>	<p>写真を貼る位置</p> <ol style="list-style-type: none">1. 製造場所(施設)の外観がわかる鮮明な写真を貼付すること。2. サービス版の写真を貼付すること。
<p>特産品製造場所 の写真(2) (内観)</p>	<p>写真を貼る位置</p> <ol style="list-style-type: none">1. 特産品の製造場所(施設)の内観のうち、主要な工程を行う場所の鮮明な写真を貼付すること。2. サービス版の写真を貼付すること。

(別紙3)

達者村認証申請特産品用ラベル貼付用紙



注1：販売時に特産品に貼付するラベルや包装紙等を全て貼付すること。

2：食品については、関係法令に規定する表示項目を明示したラベル（今後作成予定の場合はラベル案）を必ず貼付すること。

3：貼りきれない場合は、別封筒にまとめて封入し提出すること。

様式第2号（第5関係）

年 月 日

様

達者村特産品認証委員会
委員長

達者村特産品認証・認証更新審査結果通知書

年 月 日付けで認証・認証更新申請のあった特産品の審査結果について、下記のとおり通知します。

記

特 産 品 名	審査結果	認 証 番 号
	適・否	
	適・否	
	適・否	

1. 認証の条件

- (1) 認証申請書の記載内容に変更があった場合は速やかに届け出ること。
- (2) 達者村特産品認証要綱第8に規定する実績報告を提出すること。
- (3) 達者村特産品認証要綱に掲げる項目を遵守すること。
- (4) 達者村特産品認証要綱に基づく委員会からの警告に従わないときは、認証の取り消しを行う場合もあること。

2. お問い合わせ

南部町役場商工観光交流課（電話：0178-84-2119）

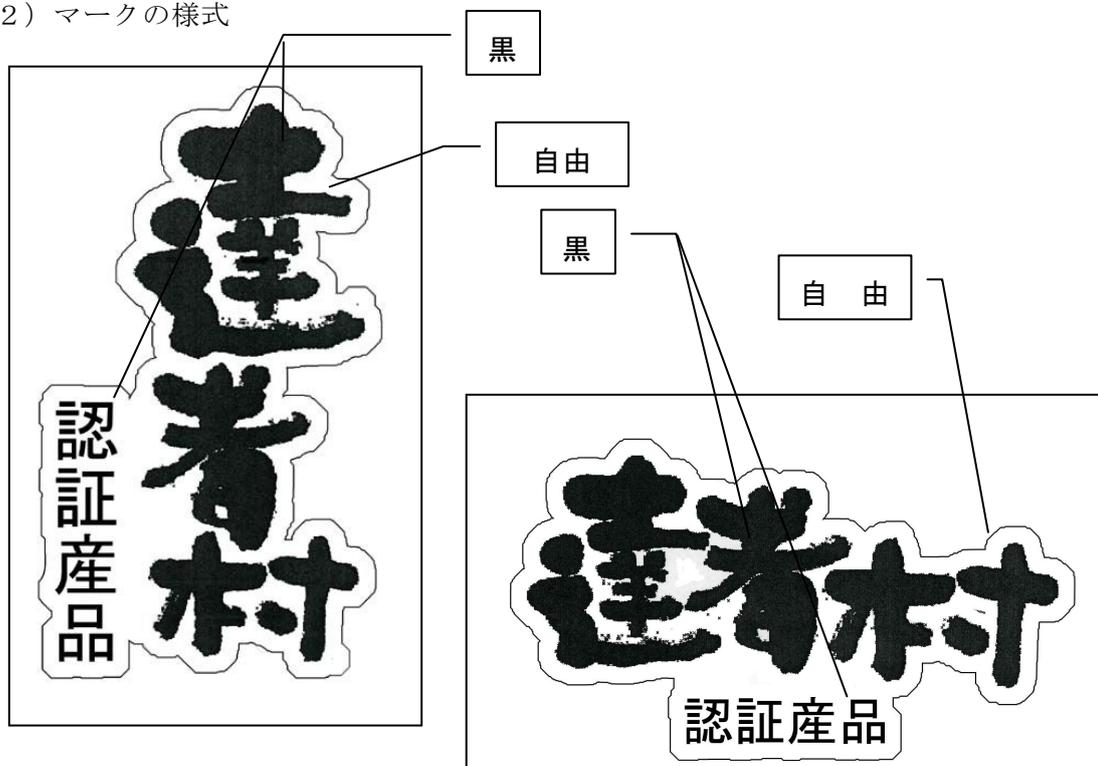
様式第3号（第6関係）

認 証 マ ー ク

（1）表示の方法

- ① マークを包装に直接印刷する「印刷方式」と、マークを印刷したシールを包装に貼付する「シール方式」の2通りとし、マークの表示経費は使用者の負担とする。
- ② 認証マークは様式に従い、容器または包装の見やすい箇所に付ける。

（2）マークの様式



- ① 印刷または貼付するシールの大きさは自由とするが、縦横比率は下記のとおりとすること。
- ② ①に掲げる縦横比率は、縦書きの場合は概ね縦2対横1とし、横書きの場合にあつては概ね縦1対横2とする。

様式第4号（第8関係）

年 月 日

達者村特産品認証委員会

委員長 様

住 所：

申請者 氏 名：

電話番号：

達者村認証産品実績報告書

このことについて、達者村特産品認証要綱第8の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1. 認証産品名			
2. 認証番号 認証年月日	認証番号	認証年月日	年 月 日

販売場所	販売時期	販売量 (単位も記入)	販売価格 (税込額)	合計販売額
	年 月 日 ～ 年 月 日		円	円
	年 月 日 ～ 年 月 日		円	円
	年 月 日 ～ 年 月 日		円	円
	年 月 日 ～ 年 月 日		円	円
	年 月 日 ～ 年 月 日		円	円

注1：実績報告書は認証産品ごとに作成すること。

注2：記入欄が不足した場合は複製して使用すること。

様式第5号（第8関係）

年 月 日

達者村特産品認証委員会

委員長 様

住 所：

申請者 氏 名：

電話番号：

達者村認証産品内容変更承認申請書

達者村認証産品の認証・認証更新申請書に記載した内容を変更したいので、達者村特産品認証要綱第8の規定に基づき、承認を申請します。

記

1. 認証番号	※変更しようとする認証産品の承認番号を記入する。 <u>(※必ず記入)</u>
2. 認証産品	※認証産品の名称（特産品名）を記入する。 <u>(※必ず記入)</u>
3. 内容量・重さ (※食品以外については記載不要)	※ml、g 等单位も併せて記入する。
4. 大きさ (※食品については記載不要)	※mm、cm 等单位も併せて記入する。 タテ ×ヨコ ×高さ
5. 市販価格	※消費税込みの総額表示とする。 円（税込）
6. 使用する原材料名 〔添加物を含む〕	※認証産品に使用されている原材料等全てを記入する。 (食品については一括表示の原材料名欄に記載されているものを記載する)

7. 製造の工程	※原材料の調達から完成まで順を追って記載すること。	
8. 特産品の製造場所	1. 申請者住所と同じ 2. 下記加工場等で製造 住所： 名称： 電話番号：	
9. 食品製造業の許可等 〔保健所への届け出〕	許可有効期限	年 月 日
	許可番号	第 号
10. 販売期間	1. 通年 2. 期間限定（ 月頃～ 月頃）	
11. 主な販売所		
12. この特産品が達者（安全・安心・健康）に資する根拠（説明）		

注1：変更しようとする箇所のみ、変更後の内容を赤書きで記入すること。ただし、
認証番号及び認証産品名は必ず記入すること。

2：本申請書に併せて、変更箇所のある場合は別紙1～別紙3への記入も行うこと。
（※変更のない場合、記入は不要です。）

3：申請書は、変更しようとする認証産品ごとに作成すること。

(別紙1)

達者村認証産品内容変更承認申請者・認証産品変更内容説明書

認証適格者の顔写真を貼る位置
1. 縦 36～40 mm
横 24～30 mm
2. 本人単身胸から上
3. 裏面のり付け

認証適格者氏名	
認証産品名	

認証産品の写真 (1)	<p>写真を貼る位置</p> <ol style="list-style-type: none">1. 認証産品の外観（パッケージ・容器・袋等に入れて販売するものについては、入れた状態）の写真を貼付すること。2. 認証産品をできるだけ大きく写した鮮明な写真を貼付すること。3. サービス版の写真を貼付すること。
認証産品の写真 (2)	<p>写真を貼る位置</p> <ol style="list-style-type: none">1. パッケージ・容器・袋等から取り出した状態（液体物等については、別器に移したもの）の写真を貼付すること。2. まんじゅう・もち・モナカ等については割った状態で認証産品の中身がさらに分かるものを添付すること。3. 各種工芸品等にあっては、(1)と別角度から移した写真を貼付すること。4. 認証産品をできるだけ大きく写した鮮明な写真を貼付すること。5. サービス版の写真を貼付すること。

(別紙 2)

達者村認証産品製造場所変更内容説明書

〈認証産品製造場所位置図〉

製造場所が分かるように、近隣の目印となる建物・道路等との位置関係を明確に記入すること。

<p>認証産品製造場所 (施設)の写真(1) (外観)</p>	<p>写真を貼る位置</p> <ol style="list-style-type: none">1. 製造場所(施設)の外観がわかる鮮明な写真を貼付すること。2. サービス版の写真を貼付すること。
<p>認証産品製造場所 の写真(2) (内観)</p>	<p>写真を貼る位置</p> <ol style="list-style-type: none">1. 認証産品の製造場所(施設)の内観のうち、主要な工程を行う場所の鮮明な写真を貼付すること。2. サービス版の写真を貼付すること。

(別紙 3)

達者村認証産品用変更ラベル貼付用紙



注 1 : 変更するラベルや包装紙等 (今後作成予定の場合はラベル・包装紙案) を全て貼付すること。

2 : 貼りきれない場合は、別封筒にまとめて封入し提出すること。

様式第6号（第8関係）

年 月 日

達者村特産品認証委員会
委員長 様

住 所：
申請者 氏 名：
電話番号：

達者村認証産品製造中止・廃止届出書

達者村認証産品の製造を中止・廃止するので、達者村特産品認証要綱第8の規定に基づき、提出します。

記

1. 中止・廃止する認証産品

認 証 番 号	認 証 産 品 名

2. 中止・廃止する理由

3. 中止の期間（廃止の時期）

中止の場合： 年 月 日～ 年 月 日
廃止の場合： 年 月 日

注1：記入欄が不足した場合は複製して使用すること。